山形県における農地集積の実態と今後の見通し

取締役基礎研究部長　清水徹朗

新しい食料・農業・農村基本計画が策定され農地中間管理機構等を活用して農地集積を加速化させる方針が示されたが、農業の現場では認定農業者や集落営農にどの程度農地集積が進んでおり、今後どう展開する可能性があるのかを、東北の主要農業県である山形県について考察してみたい。

1　稲作と果樹が盛んな山形県農業

最初に、山形県の農業を概観しておきたい。2013年における山形県の農業生産額は2,293億円で、東北地方では青森県、岩手県に次ぐ規模になっている。このうち米(867億円、37.8%)が最大で、全国第５位の生産額である。県内で稲作が特に盛んなのは庄内地域であり、鶴岡市と酒田市の２市のみで県全体の３割を占めている。

また、果実生産が盛んであり、果実の生産額(599億円、26.1%)は青森県(772億円)に次いで全国第２位である。特に、東根市、天童市等のサクランボは全国的に著名であり(生産額308億円)、山形県は全国のサクランボ生産量の７割を占めている。

野菜の生産額は386億円(16.8%)であり、キュウリ、スイカ等の生産が盛んである。一方畜産は、米沢牛や山形牛、平田牧場(三元豚)が知られているものの、酪農や養鶏の生産が少ないため、畜産の生産額は339億円(14.8%)にとどまっている。

2　流動化が進展しつつも多数の小規模農家が存続

2015年センサスの結果がまだ出ていないため、５年前の2010年センサスで山形県の農業構造を概観すると、農家戸数は53,477戸、経営耕地面積は89,648haであり、１戸当たり平均経営面積は1.7haで都府県平均(1.0ha)より大きい。ただし、１ha未満の農家が全体の54%を占め、10ha以上の農家は783戸(20ha以上は53戸)のみである。農家のうち販売農家39,112戸、自給的農家14,365戸であり、自給的農家は戸数では26.9%を占めるが、経営面積では2.7%を占めるのみである。なお、土地持ち非農家が32,457戸ある。

農業経営体(販売農家＋組織経営体)でみると、経営体数は40,831(うち法人363)で、その経営耕地面積105千ha(うち稲作66千ha)のうち借入面積が39千haに達しており、農地流動化が着実に進んでいることが伺える。法人経営や集落営農(組織経営体)では100ha以上が31、

第1表　山形県の農業構造

(単位　戸・経営、ha、%)

		2000年		2010		2010/2000(%)	
		戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
自給的農家		12,554	2,135	14,365	2,402	14.4	12.5
農業経営体	1ha未満	18,611	10,501	16,062	8,610	△13.7	△18.0
	1～2ha	13,523	19,243	10,174	14,442	△24.8	△24.9
	2～3ha	7,161	17,401	5,284	12,800	△26.2	△26.4
	3～5ha	6,491	24,761	4,835	18,576	△25.5	△25.0
	5～10ha	3,736	24,742	3,395	22,808	△9.1	△7.8
	10～20ha	558	6,882	788	10,137	41.2	47.3
	20～50ha	68	1,823	199	6,076	192.6	233.3
	50ha以上	14	1,520	94	11,236	571.4	639.2
	計	50,162	106,873	40,831	104,686	△18.6	△2.0
土地持ち非農家		26,644	14,762	32,457	22,425	21.8	51.9

資料　農業センサス

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

20～100haが240あり、一部に大規模な稲作経営が生まれていることがわかる。ただし、20ha以上の農業経営が占める面積割合は17％（５ha以上では48％）であり、大規模経営や集落営農に農地が集積しつつあるとはいえ、小規模兼業農家が占める割合は依然として大きい。

15年において集落営農は443あるが、そのうち法人化しているのは60のみであり、法人化していないほうが多い。また、集落営農の経営面積は15,991ha（１集落営農当たり平均36ha）、受託面積は6,953haであり、山形県の農地の約２割は集落営農が担っている。

3　地域営農ビジョン大賞受賞組合のある山形市の動向

山形市において06年に設立された村木沢あじさい営農組合は、経営面積が200haに達しており、その実績が評価されて14年に地域営農ビジョン大賞（実践部門）を受賞したが、山形市全体では農地集積がどの程度進んでいるのであろうか。

山形市の農家戸数（10年）は4,603戸、経営耕地面積は4,245haであり、平均経営面積（0.9ha）は県平均より小さく、１ha未満の農家がほとんどで、５ha以上の農家は94戸のみである。組織経営体も含めた農業経営体でみると、５ha以上が101（うち30ha以上が７）あり、５ha以上の経営体が占める面積割合は25％になっている。

認定農業者は13年末で420（うち法人が17）で、認定農業者は農家全体の１割に満たない。山形市では、農業関係機関による山形市農業振興協議会を組織し、水田農業ビジョンや人・農地プラン（旧村単位で18プラン策定）を策定して農地集積を進めてきたが、認定農業者と集落営農に集積している農地は31％（水田では42％）にとどまっている。集落営農は市内に５つ組織されており、その経営面積は341haである。

また、山形市は地域の農協（JAやまがた、JA山形市）とともに農業振興公社を設立・運営しており、農作業受託（66ha）、無人ヘリコプター防除（2,730ha）、青果物価格安定事業、研修会等の事業を行っている（年間事業費70百万円）。

4　2015年農業センサスの分析に基づき政策の再検討が必要

自民党が政権に復帰してから米制度の改革が行われ、経営所得安定対策の対象が再び認定農業者と集落営農に限定されたため、昨年来の米価低落のなかで経営所得安定対策の助成金を受け取ることができたのは全農家の１割にも達していない。そのため、今年になって認定農業者に申請する農家が増加し、集落営農を新たに立ち上げる動きもあるが、兼業農家や高齢者が認定農業者になることは難しいため、多くの農家が経営所得安定対策の対象からはずれる状況が続いている。米価がこれだけ下がると、小規模農家は農業機械の更新が困難になり、今後稲作をやめる農家が増加することが予想される。

稲作の生産現場では、米価低落と制度改革に翻弄され、農家は眼前の厳しい現実に直面してなすすべもなく黙々と米作りを続けている。こうしたなかで鳴り物入りで農地中間管理機構が設立されたが、農業・農村の現場に適合した制度設計になっていないため十分機能しておらず、逆に機構が借入した農地が宙に浮き地代が支払われなくなるリスクが懸念されている。

とはいえ、今後、農業者の世代交代に伴って稲作農家が減少し、その過程で農地集積と規模拡大が進むことは確実である。今年は2015年農業センサスの調査が行われる年であり、この５年間に農業構造がどう変化したのかセンサスの結果を十分に分析し、地域農業の将来方向と望ましい政策のあり方について再検討を行う必要があろう。

（しみず　てつろう）